

| 原則                                 | 審査項目   | PBA記入欄   |  | 調査員記入欄 |         | 審査基準  | 必ず提出する証憑書類<br>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要  | 補足  |
|------------------------------------|--|--|--|--------|---------|---|---|---|
|                                    |  | 自己説明   | 証憑書類   | 調査員評価  | 調査員コメント |   |   |   |
| [原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること             | ◆2016年度の当法人設立にあたり、法人運営に適用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づいて定款を制定し、適切な運営に努めている。   | ・定款  |        |         | (1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。<br>(2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。<br>(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については特定非営利活動促進法を遵守している。 | (1) 定款  |   |
|                                    | (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること    |  |  |        |         | (1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。<br>(2) 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い 財産を分別して管理・運営すること。       |   |   |
|                                    | (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること                 | ◆定款に定めた事業を運営するにあたり、基本規程など、各種規程を定め運営している。   | ・基本規程<br>・倫理規程<br>・裁定規程<br>・規律規程<br>・個人情報保護規程                                    |        |         | (1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。   | (1) 基本規程  | (1) 例えば、一般スポーツ団体が 公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。  |
|                                    | (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること       | ◆会長1名、副会長4名、専務理事1名、常務理事3名、その他の理事14名、監事2名の計25名の役員を置き、そのうち代表理事は会長と副会長の1名としている。<br>◆現状、女性理事の割合は0%、外部理事の割合は26.1%（6/23）である。女性理事については、次期改選期に1名以上、その後40%以上になるよう努めていく。<br>◆これまで役員は、規定に基づいて内部で選任し、理事会及び評議員会で承認していたが、2022年度の第3回理事会で役員候補者選考規程を承認したところであり、次期改選期からはこの規程を運用し、適切な候補者を選考することとしている。 | ・定款<br>・役員候補者選考規程<br>・役員名簿   |        |         | (1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。  | (1) 役員名簿<br>※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。<br>※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明）<br>※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。 | 【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。<br>「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。<br>① 当該協会と下記との緊密な関係がある者<br>ア 過去4年間の間に、当該協会の役員または評議員であった者<br>イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者<br>ウ 当該協会の役員または幹部職員の見族（4親等以内）である者<br>② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者<br>③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者」 |
|                                    | (5) 組織運営等に必要の規程を整備すること【追加】                   | ◆定款、基本規程、倫理規程、裁定規程、規律規程、役員候補者選考規程、旅費規程、給与規程、就業規則等を整備して、組織運営に努めている。   | ・定款<br>・基本規程<br>・倫理規程<br>・裁定規程<br>・規律規程<br>・役員候補者選考規程<br>・旅費規程<br>・給与規程<br>・就業規則 |        |         | (1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。   | (1) 定款<br>(2) 基本規程<br>(3) その他各種規程   |   |
|                                    | (6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】                      | ◆定款で評議員定数を4名以上30名以内と規定している。また、基本規程で評議員の構成を市町村協会から15名以内、JBA加盟チームから7名以内、各種連盟から3名以内、理事会推薦1名以上5名以内とし、評議員選定委員会において選任している。   | ・定款<br>・基本規程<br>・評議員名簿   |        |         | (1) 評議員/社員の多様性を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。   | (1) 評議員/社員名簿<br>※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。<br>※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。   | ※JBAの評議員構成を参照<br>評議員数47名以上77名以内<br>加盟団体（都道府県協会：47名）<br>BLGに所属するチーム（19名）<br>Wリーグに所属するチーム（5名）<br>JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名   |
|                                    | (7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】              | ◆定款で理事定数5名以上25名以内、監事2名と規定している。<br>◆基本規程において県内の加盟団体等からの推薦者及び学識経験者で構成すると規定している。<br>◆理事の定数及び構成については、理事会、役員会等で随時検討していくこととしている。   | ・定款<br>・基本規程<br>・役員名簿  |        |         | (1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。   | (1) 役員名簿  | (1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。  |
|                                    | (8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】 | ◆基本規程において、役員の定年制を就任時において70歳未満でなければならないと規定しているが、役員の知識及び経験が業務運営上、特に必要である場合は、理事会及び評議員会の同意を得た上で認めることとしている。役員の再任回数については規定は現在設けていないが、議論を重ねているところである。   | ・基本規程  |        |         | (1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。<br>(2) 理事の再任回数の上限を設けている。  | (1) 役員選任に関する規程等<br>※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。   | (1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。   |

| 原則 | 審査項目  | PBA記入欄   |   | 調査員記入欄 |         | 審査基準   | 必ず提出する証憑書類<br>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要   | 補足  |
|----|---|--|---|--------|---------|--|--|---|
|    |   | 自己説明   | 証憑書類  | 調査員評価  | 調査員コメント |  |  |   |
|    | (9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】 | <p>◆役員候補者選考規程に基づく役員の選考にあたっては、市町村協会所属の評議員3名以内、各種連盟所属の評議員1名、理事1名、監事1名及び総務委員長で構成する役員候補者選考委員会において行うと規定している。</p> <p>◆定款で評議員の選任・解任については、評議員代表1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名で構成する評議員選定委員会において行うと規定している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・役員候補者選考規程</li> <li>・評議員選定委員会委員名簿及び議事録</li> </ul> |        |         | (1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。 | <p>(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等</p> <p>(2) 役員候補者選定委員会名簿<br/>※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。</p> <p>(3) 役員候補者選定委員会の議事録</p>                       | <p>(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。</p> <p>(2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。</p> <p>【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」</p> |
|    | (10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】           | <p>◆現在の女性理事数は0である。加盟団体においても同様であるため、構成として女性理事数40%以上というのは非常に高いハードルであるが、中期目標（4年程度）として20%、長期目標（10年程度）として40%を目指し取り組みたい。市町村協会や加盟団体との連携・協力をより一層推し進めることや、女性外部理事の登用を検討していくことを計画している。</p>              |   |        |         | (1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。       | <p>(1) 役員名簿<br/>※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。</p> <p>※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。</p> <p>※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。</p> | <p>(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。</p> <p>(2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。</p> <p>(3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要な知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。</p>                                      |

| 原則                                   | 審査項目  | PBA記入欄  |          | 調査員記入欄 |         | 審査基準  | 必ず提出する証憑書類<br><small>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要</small> | 補足  |
|--------------------------------------|---|---|----------|--------|---------|---|---|---|
|                                      |   | 自己説明  | 証憑書類     | 調査員評価  | 調査員コメント |   |   |   |
| 【原則2】 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 | (1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】                            | ◆2021年度に中期目標として「Toyama Basketball Standard 2022」（以下「TBS2022」という）を策定し、役員会及び理事会での承認を得て、ホームページで公表している。   | ・TBS2022 |        |         | (1) 中期目標を策定している。<br>(2) 中期目標を公表している。<br>(3) 目標策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。 | (1) 中期目標  | (1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。<br>(2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。<br>(3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。<br>①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等）<br>②現状分析<br>③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など）<br>④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題）<br>⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン）<br>⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル） |
|                                      | (2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】 | ◆中期目標を定めた「TBS2022」に、協会組織の強化として、人的交流の促進を掲げ、人材発掘に取り組む姿勢を打ち出している。具体的には、役員の新陳代謝、外部・女性理事の活躍、社会人連盟の組織支援に取り組むことで、人材の発掘・育成につなげていきたい。                    | ・TBS2022 |        |         | (1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定している。<br>(2) 計画策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。        | (1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画   |   |
|                                      | (3) 財務運用における健全確保をすること【追加】                                 | ◆毎年度、事業計画及び収支予算書を作成し、理事会での承認を経て、当協会ホームページ上で開示している。予算編成に際しては、各委員会等から大会及び事業毎の予算要求書の提出を求め、実績や実施状況及び将来構想をもとに査定している。<br>◆毎年度、事業計画及び収支予算書をJBAに提出している。 | ・収支予算書   |        |         | (1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。<br>(2) 計画策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っている。           | (1) 財務の健全性確保に関する計画  | (1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。<br>(2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。<br>(3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。   |

| 原則                                      | 審査項目   | PBA記入欄   |      | 調査員記入欄 |         | 審査基準  | 必ず提出する証拠書類<br>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要 | 補足  |
|---|--|--|------|--------|---------|---|--|---|
|   |  | 自己説明   | 証拠書類 | 調査員評価  | 調査員コメント |   |  |   |
| 【原則3】暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 | (1) 役員員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと      | ◆機会をとらえて研修会等への参加を促すとともに、年度内の講習会を検討しているほか、次年度からは、評議員会等の場での実施を検討している。  |      |        |         | (1) 役員員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。                      | (1) 役員員向けのコンプライアンス教育の実施計画                      | (1) 役員員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。<br>(2) 役員員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。<br>①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて<br>②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について<br>③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について<br>④選手選考の適切な実施について<br>⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について |
|   | (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと | ◆指導者に対しては、指導者養成講習会の中でコンプライアンスに関する内容を取り入れているが、競技者に対しては、国体選抜チームの選手に対して簡単に実施している程度である。今後は、他のカテゴリーを含め、機会をとらえて研修会等への参加を促すとともに、開催方法等を検討中である。 |      |        |         | (1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。 | (1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画                  | (1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。<br>(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。<br>①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等）<br>②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について<br>③暴力行為、セクハラ、パワハラについて<br>④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）<br>⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について  |
|   | (3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】   | ◆コンプライアンスに関する研修会等への参加を促すとともに、審判講習会や更新講習等の機会を利用してコンプライアンス教育を実施することを検討中である。  |      |        |         | (1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。    | (1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画                      |   |

| 原則                        | 審査項目   | PBA記入欄  |       | 調査員記入欄 |         | 審査基準  | 必ず提出する証憑書類<br>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要                                     | 補足  |
|---------------------------|--|---|-------|--------|---------|---|--|---|
|                           |  | 自己説明  | 証憑書類  | 調査員評価  | 調査員コメント |   |  |   |
| 【原則4】公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 | (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること                | ◆会計ソフトを利用し、随時入出金を管理するとともに、契約している会計事務所で毎月の確認を得ている。また、定款に基づき、毎事業年度終了後には、事業報告、事業報告の付属明細書、貸借対照表、損益計算書及び貸借対照表と損益計算書の付属明細書を作成し、監査報告書とともに評議員会での承認を得ている。<br>◆現時点において、当協会としての財務関連の規程は特に定めていないが、定款で「本定款に定めがない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う」としている。 | ・定款   |        |         | (1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。<br>(2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。<br>(3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 | (1) 監事名簿<br>※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考えられる理由を説明してください。<br>(2) 財務関連の規程 |   |
|                           | (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | ◆国庫補助金等を利用する際には助成金・補助金のガイドラインに定める要項に基づく申請を行い、倫理規程により、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反時は懲罰処分対象と規定している。   | ・倫理規程 |        |         | (1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。   |  | (1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。<br>(2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。 |
|                           | (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること                 | ◆会計事務所と契約を締結して決算期だけでなく、定期・不定期を問わず相談し、公正かつ適正な会計処理に務めている。   |       |        |         | (1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的なその適否について検証を行っている。<br>(2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。  | (1) 専門家のサポート体制に関する資料   | (1) 計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。<br>(2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に通じた専門家の人選を行うことが望まれる。      |

| 原則   | 審査項目  | PBA記入欄  |   | 調査員記入欄 |         | 審査基準   | 必ず提出する証拠書類<br>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要        | 補足                                 |
|--|---|---|---|--------|---------|--|---|------------------------------------|
|  |   | 自己説明  | 証拠書類  | 調査員評価  | 調査員コメント |  |   |                                    |
| 【原則5】法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】                   | ◆毎年度、定時評議員会で承認を得た財務情報（決算書、貸借対照表、正味財産計算書、予算書）等をホームページ上で開示している。 | ・決算書<br>・貸借対照表<br>・正味財産計算書<br>・予算書          |        |         | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。                | (1) 予算・決算書類等  | (1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。 |
|  | (2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】                  | ◆2022年5月にガバナンスコード・セルフチェックシートをホームページ上で開示している。                  | ・ガバナンスコード・セルフチェックシート                        |        |         | (1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。             | (1) 審査基準に対応する書類                                       | (1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。 |
|  | (3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】 | ◆毎年度、組織図、役員名簿、評議員名簿等の組織運営にかかわる情報を作成しホームページ上で開示している。           | ・組織図<br>・役員名簿<br>・評議員名簿<br>・事業計画書<br>・事業報告書 |        |         | (1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。 | (1) 組織図<br>(2) 役員名簿<br>(3) 評議員/社員名簿<br>(4) 事業計画/事業報告書 | (1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。 |

| 原則   | 審査項目                           | PBA記入欄  |  | 調査員記入欄 |         | 審査基準   | 必ず提出する証拠書類<br>※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要   | 補足  |
|--|--------------------------------|---|--|--------|---------|--|--|---|
|  |                                | 自己説明  | 証拠書類   | 調査員評価  | 調査員コメント |  |  |   |
| <p>【原則6】 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p> | <p>(1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】</p> | <p>◆基本規程において、市町村協会を含む加盟団体について、種別、役割、義務を規定している。<br/>◆市町村協会長等との意見交換会及び市町村協会を含む県内のバスケットボール関係者が参画する籠球懇話会をそれぞれ年1回ずつ開催し、意思疎通や情報交換を行ってきた。今後はより緊密な連携を図るため、市町村協会長等との意見交換会について、今後は年2~3回開催する予定である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本規程</li> <li>・組織図</li> <li>・市町村協会長等との意見交換会資料</li> <li>・籠球懇話会資料</li> </ul> |        |         | <p>(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との間の権限関係を明確にしている。<br/>(2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。<br/>(3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。</p> | <p>(1) 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程<br/>(2) 市区町村協会等との関係図<br/>(3) 直近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等<br/>(4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画</p> | <p>(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をすることが望まれる。<br/>(2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。☒</p> |